

令和8(2026)年度 県政広報紙「とちぎ県民だより」デジタルマーケティング活用 PR業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8(2026)年度 県政広報紙「とちぎ県民だより」等デジタルマーケティング活用PR業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9(2027)年3月31日まで

3 契約金額の上限

委託費は、2,042,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限額とする。なお、委託費の支払いは事業完了検査後の精算払いとする。

4 事業の背景

県政情報を県民へ確実に届けるため、県では広報紙「とちぎ県民だより」を新聞折込により各家庭へ配布してきた。しかし、新聞購読率の低下に伴い、かつて9割を超えていた世帯到達率(県内世帯数に対する折込部数の割合)は、現在では6割を下回る状況となっている。

このような新聞折込による到達率の低下を補うため、県では、市町、包括連携協定企業、県有施設における配架に加え、道の駅や一部のコンビニエンスストアなど、利用頻度の高い施設での配架拡大に取り組んできた。また、SNSによる情報発信や本紙のウェブ版化の推進に加え、一昨年度からはデジタルマーケティングを導入するなど、新たな読者層の開拓にも注力しているところである。

5 事業の目的

新聞購読率の低下が今後も進み、近い将来には世帯到達率が5割を下回ることが予想される。また、情報収集の手段はデジタルへ急速に移行しており、紙媒体に依存したままでは広報紙の認知度が大幅に低下するおそれがある。

こうした環境変化に対応するため、本事業ではデジタルマーケティングを活用した効果的な広告展開を行い、広報紙の認知度向上と県ホームページへの誘導を図る。これにより、県民の県政に対する関心と理解を深め、県施策への主体的な参画を促進することを目的とする。

6 本事業のターゲット及び広告配信実施時期

本事業のターゲット及び広告配信実施時期は次のとおりとする。ただし、ターゲットに対して広告を配信した結果、ターゲットの分類や比重、実施時期の具体的な配信設定について、本事業の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに栃木県に対して助言及び提案を行い、ターゲット及び配信時期の見直しについて協議の上で決定するものとする。

(1) ターゲット

県内在住の20～49歳の男女(特に子育て世帯をターゲットにする)

(2) 広告配信実施時期

5月～3月までの各号発行日(原則、毎月第一日曜日)から2週間程度

7 業務内容

(1) 広告運用計画の作成

ア 次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、承認を得ること。

【広告運用計画に盛り込む内容】

- (ア) 本事業のターゲット設定
- (イ) 委託期間を通じた広告の運用方針（委託期間中の広告運用スケジュールを含む）
 - ※ 狙うターゲットと起こしたい態度変容・目的などを盛り込むこと。
 - ※ その他、広告の運用方法（目標設定やリマーケティングリストの活用）や広告配信時期を含めた運用スケジュールなどを盛り込むこと。
- (ウ) 広告バナー等の作成方針
- (エ) 広告効果の検証及び運用の見直し方法
- (オ) 目標設定（7（3）参照）
- (カ) その他必要な事項

イ 作成した「広告運用計画」の承認を得ようとするときは、県への原則対面による説明会を栃木県総合政策部広報課にて1回以上開催すること。

(2) CVを目的とした広告配信と広告バナー

広告運用計画で定めたターゲットに向けて、ユーザーの属性やウェブサイトの閲覧履歴等に基づき、CV（コンバージョン）獲得を目的とした、ウェブサイトや各種アプリケーション等の広告枠に表示される画像・テキスト広告（以下、「ディスプレイ広告」という。）を配信すること。

なお、「とちぎ県民だより」のCVは「ランディングページ（以下、「LP」という。）内の広報紙記事リンクのクリック数」とする。

ア ディスプレイ広告

(ア) 広告配信

a 広告を掲出するプラットフォーム（Google、Yahoo! JAPAN等）は、ユーザー層の違いや対象となる市場及びターゲットへの広告到達確度、配信単価等を総合的に勘案し、事業効果の最大化を図るため最適と考えられるものを選択、または組み合わせることにより、広告を配信すること。

ただし、広告を配信した結果、想定とは異なる配信結果となり、プラットフォームを変更又は配信を停止することが効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、プラットフォームの見直し等について協議するものとする。

b 広告の配信先については、ターゲット層のデジタルデバイスの保有・使用状況等を踏まえ、適切なバランスで設定すること。

(イ) ターゲットに応じた広告バナー等の制作

a ディスプレイ広告に掲出する画像及びLPに掲載する画像（以下、「クリエイティブ」という。）は、ターゲットとなるクラスターに応じて、趣向や素材及びコピー等が異なるものを委託期間中に必要に応じて複数パターン作成（パターンごとの必要なサイズ展開も含み、異サイズ展開はパターンの計数に含まない）すること。また、クリエイティブ配信するデジタルデバイスの選択に合わせて、広告が最適に表示されるよう、適切なサイズのものを必要に応じて作成すること。

- b クリエイティブは、広報紙等が発行されるタイミング、ターゲティング見直しのタイミング等を踏まえ、順次作成すること。
 - c 受託者は、委託期間全体を通じて広告効果が最適化されるよう、A/Bテストの手法を取り入れ、USP (Unique Selling Proposition) の見極め及びクリエイティブの質の向上を図ること。
 - d クリエイティブの作成に係る写真素材等を使用する場合の準備に関して、その一切の調整及び許認可等の諸手続は、受託者が行うこと。なお、当該年度及び過年度に実施した本県事業関連の写真等については、協議の上、県が提供する。
- (ウ) ディスプレイ広告からの誘導先
LPについては、原則として、栃木県（公式）ホームページ内の以下のページとする。
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/pref/kouhou/kouhoushi/tayoritop.html>
ただし、ディスプレイ広告の内容等によって当該ページの下層ページをLPとする場合は、その旨提案すること。

イ その他

- (ア) 広告掲載料については、広告掲出期間中の消化金額に偏りが発生しないよう、契約期間中は均等に運用すること。
- (イ) 広告価値を毀損させる「ビューアビリティ」、「アドフラウド」、「ブランドセーフティ」等については、確実な対策を実施した上で、広告配信開始前にその内容を県に説明すること。

(3) 目標設定（KPI等）

- ア 広告経由のCV地点である以下の項目をKPIとして設定し、提案すること。
 - ・LP内の広報紙記事リンククリック数（目標：CPA150円以下）
- イ KPIを達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

(4) 配信結果等の分析・効果測定及び結果報告

- ア 本業務により配信する広告の表示回数、クリック数、CTR、CPC、CV数、CVR、CPA、ユーザー属性（年齢・地域・デモグラ、特性等）、サイト誘導状況（広告経由の直帰率、クリック後の行動等）等を分析しながら、報告するとともに、ターゲティング手法、配信手法等の改善策を栃木県と協議の上実施すること。
- イ 「県民だより」は広告配信開始1週間程度を目安にミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、ミーティングを対面で行う場合は、原則として栃木県総合政策部広報課にて実施すること。
- ウ 「県民だより」等の関連キーワードでの検索数を把握し、報告すること（Google Search Console から計測すること）
- エ 広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、月に1回以上月次報告書としてとりまとめを行い、栃木県に報告すること。
- オ 事業完了後に、広告及びウェブサイトについて、STP分析の仮説やメディアプランニング等の評価する視点を取り入れたアクセス分析を行い、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を、速やかに提出すること。

8 その他業務実施に際しての留意事項

(1) 総括責任者の配置

ア 受託者は、本事業の実施に当たり、同種類業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

イ 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。

(2) 権利等

ア 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、成果品の納品をもって全て栃木県に移転すること。

イ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

ウ 納品するクリエイティブに関する著作権肖像権等の権利は県に帰属するよう整理すること。

エ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

オ 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

(3) その他

ア 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。

イ 別紙 1 「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載の業務を実施すること。

ウ 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

エ 県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

オ 各業務に係るアポイントメント、調整、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。

カ 見積書や請求書の作成に当たっては、業務の透明性を確保するため、「広告配信費（広告配信原価）」、「広告管理運用費」、「クリエイティブ等作成費」、「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。

キ 本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県が承諾した場合はこの限りでない。

9 成果品

(1) 提出物

ア 実績報告書（A 4 判）及びそれを収めた電子データ（PDF 形式）

イ 制作したクリエイティブを収めた電子データ（JPEG 等の画像形式等）

(2) 提出場所

栃木県総合政策部広報課広報担当

(3) 提出期限

令和 9（2027）年 3 月 31 日

10 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ア 「7（1）」の広告運用計画
- イ 総括責任者通知書
- ウ その他、栃木県が必要と認める書類

（2）事業完了後に速やかに提出するもの

- ア 業務完了届
- イ 「7（4）」の分析結果報告書
- ウ その他、栃木県が業務確認に必要と認める書類

11 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。